

# 西周代陝東系外諸侯帰順考

——姫「冒姓」事例及び系譜改編事例に関連して——

谷 秀 樹

## はじめに

克殷後、周王朝が封建した王畿外諸侯の中には、姫姓諸族を中心とする周系外諸侯群と封地に既存の在地的勢力を有する陝東系外諸侯群の両者が存在した<sup>1)</sup>。前者には、出自は陝東地域でありながら改めて王朝のもとから派遣されて封地に就封した〈封地側から見ると〉“外来型”の陝東出自外諸侯も含まれるが、これらと対比した場合後者の諸侯は在地社会に従前より根を下ろした“在来型”の陝東出自外諸侯であったと定義されよう。そうして、外諸侯のうち周王朝にとって特にその動向が警戒の対象とされていたのは、その由来からして周王朝に対する帰属性が最も稀薄な“在来型”の陝東系外諸侯であったものと思われる。そもそも在来型の陝東系外諸侯の中には、殷王朝の時代から実質的に自立的な政治権力として自存していた者も存在していたものと想定され、それ故彼等陝東系外諸侯の政治的把捉は、王朝の陝東地域における支配権構築過程において不可避かつ喫緊の課題であったものと考えられる。

本稿では陝東出自外諸侯のうち、特に“在来型”の陝東系外諸侯を中心に、その帰順過程及び彼等と周王朝との政治的關係の変遷について具体的に検証していく事にする。このような陝東地域在来諸侯の動向に着目した考察は、周王朝による陝東支配体制の基層部分の実態解明につながるであろう。なお、考証では主に金文史料を用いる事にし、紀年が記された金文の断代に関しては吉本道雅2004, 2005に示された断代案〈以下、吉本紀年〉に基本的に依拠する事にする。また、紀年が明示されていない金文の断代については、林巳奈夫『研究』の断代案に基本的に依拠する事にし、白川静『通釈』等の断代案を参考とする<sup>2)</sup>。

## 第一章 陝東系外諸侯の帰順過程及び周王朝との政治的關係

### 第一節 「中期改革」期<sup>3)</sup>以前における陝東系外諸侯の帰順過程

周原甲骨によると、王朝創建前後の段階において既に周政権は陝東地域の胡国や楚国等と交渉していたようであるが<sup>4)</sup>、本格的に陝東系諸侯との間に政治的關係を取り結ぶようになるのは、言うまでもなく克殷を実現した後、陝東地域における周王権の確立を意図するようになってからである。

まず林断代 I A 期<sup>5)</sup>の成王代には、猷侯鼎銘（前期 [2626—2627]、I A）に「唯成王大棄、在宗周。賞猷侯鬲。用作丁侯尊彝。〈凶象〉」というように、宗周において猷侯に対する賜与が行われている。猷侯は、十干諡号と凶象記号を有する点から陝東出自外諸侯であると認められるが、周初という時期的な側面や井侯の宗周入見事例等を参照すると<sup>6)</sup>、「侯」に任ぜられた恩寵に対して謝意を表するため〈或いはその確認のため〉の入朝であったものと考えられる。

猷侯に関しては在来型であったか否かが不明確であるが、次に述べる燕侯の場合は外来型であった点が確実な例である。北京市房山区琉璃河鎮燕国墓地 M1193 出土大保盃銘 [『近』(前期 [942])] [克罍 [『近』(前期 [987])] も同銘同出] に「王曰、大保。佳乃明乃鬯、享于乃辟。余大对乃享、命克侯于匭。旃羌, 馬, 馭, 雪, 馭, 微。・・」というように、燕侯の初代克は「侯」に任ぜられた上で微族等の6族を従えて燕地に入封しており<sup>7)</sup>、匭侯旨鼎二銘(前期 [2269])に「匭侯旨作父辛尊」というように十干諡号が見える事から<sup>8)</sup>、陝東出自であった点が確認される。そうして外来型であるという側面については、琉璃河燕国遺跡の墓葬地が、在地系陝東出自者が埋葬されたⅠ区と燕侯をはじめとする外来系陝東出自者が埋葬されたⅡ区に区分されていたという葬送地区分の在り方からも検証されよう<sup>9)</sup>。なお、燕侯に従って燕地に入国して来た微族や単族など陝東出自諸族の青銅銘器は関中王畿内の周原や河南王畿内の成周地域からも出土しており、彼等陝東出自者が各地に分散遷住させられていた状況も看取される<sup>10)</sup>。

また、燕侯の封建にあたっては、前掲大保盃銘を見ても判るように陝東出自の大族である召族の関与が認められ<sup>11)</sup>、封建後も燕侯が属臣の墓を宗周に所在する大保召公のもとに遣使したり [董鼎銘(前期 [2703]): [琉璃河鎮 M253 出土]]、召公自ら燕に赴いて〈燕侯の属臣と見られる〉小臣鬻に賜与する等の活動を行っており [小臣鬻鼎銘(前期 [2556])]、燕侯と召族との間における交渉関係の継続性が認められる。なお大保召公は魯子聖の反乱を平定した際に王から宋地を賜与されているのであるが [大保簋銘(前期 [4140]、IA)]、その後当該地を微族に譲渡していたようであり、宋国の成立にも関与していたものと想定される<sup>12)</sup>。

次いでIA期からIB期の交界にかけて行われた虎方征伐の際には、王官の中(師中)及び静が方、鄧、曾、鄂等の諸国に遣使されている<sup>13)</sup>。方、鄧は北緯32度線上の漢水中流域に位置していたものと考えられており<sup>14)</sup>、また曾、鄂の位置は近年の発掘成果により、同じく北緯32度線上の鄧水上流域に比定される<sup>15)</sup>。西周前期に繋げられる湖北省随州市曾都区淅河鎮葉家山曾国墓地では、東西方向の墓葬や腰坑が検出されており、また出土青銅器銘に十干諡号や図象記号が付されている点から、在来型の陝東系外諸侯であったものと判断して大過ないと思われる。就中、最初期の墓葬であるM1に見えた腰坑がM2以降になって消えている点は<sup>16)</sup>、曾国の「周化」過程の一端を示すものとして注目される<sup>17)</sup>。また、M2出土の子子分襠鼎銘〈湖北2011a(康昭期)〉によると「丁巳、王大佑。戊午、子子蔑曆、敝白牡一。己未、王賞多邦伯。子子釃、賞矩鬯卣, 貝二朋。用作文母乙尊彝。」というように、曾人の子子が蔑曆されて王から賞与されており、王朝との間に直接的な人的交歓もなされていた事が判る<sup>18)</sup>。そして中甗銘(前期 [949])に「王命中、先省南国、貫行、釃卣。在曾。・・中省自方、鄧造□邦、在鄂自師。・・」とあり、静方鼎銘 [『近』(前期 [357])] に「佳十月甲子、王在宗周。命師中眾静、省南国、相釃卣。八月初吉庚申、至告于成周。月既望丁丑、王在成周大室。命静曰、卑汝□嗣在曾、鄂自。・・」とあるのによると、曾国とその西隣の鄂国の附近には各々「曾自」と「鄂自」が設置されていたようである。「自」は王朝直轄軍の駐屯地であり<sup>19)</sup>、王朝はこの両国周辺を中核として「南国」エリアを軍事的統制下に置こうと企図していたものであろう<sup>20)</sup>。そうしてこの様な軍事的優位を背景として、王朝は長江兩岸の鉞産地への進出も構想していたようである<sup>21)</sup>。

続くIB期には、陝東系外諸侯に対する安撫政策が多角的に展開されている。康王代の宜侯矢簋銘(前期 [4320]、IB)に「佳四月、辰在丁未。王省武王, 成王伐商囟、徯省東国囟。王位于宜宗社、南郷。王命虎侯矢。曰、繇、侯于宜。・・宜侯矢、揚王休、作虎公父丁尊彝。」とあるように、宜侯矢は虎侯から改封されて宜地に入封した外来型の外諸侯であるが、十干諡号を用いている点から陝

東出自である事が確認され、おそらく先述した虎方征伐の際に帰順した虎方の君主であろう<sup>22)</sup>。

同じく I B 期の作冊鬲卣銘（前期 [5407]、I B）〔作冊鬲尊（前期 [5989]、I B）もほぼ同銘〕では「隹十又九年、王在斥。王姜命作冊鬲、安夷伯。夷伯賓鬲貝布。・・」というように、斥に王が所在していた際に、王姜が作冊鬲を介して夷伯を「安」んじている。同年の器銘であると見られる<sup>23)</sup> 作冊折觥銘（前期 [9303]、I B）でも「隹五月、王在斥。戊子、命作冊折覲望土于相侯。賜金、賜臣。揚王休。隹王十又九祀。・・」というように、王が斥に滞在していた際に、作冊折を介して相侯に望土を賜与しているのであるが、紀年の「19 年」は作冊折（= 武王代に入臣した微氏：刺祖の孫）の世代や吉本紀年の歴代周王在位年数から判断して、「康王 19 年」であると見るのが妥当であろう<sup>24)</sup>。そうであるならば、作冊鬲卣銘の王姜は康王妃もしくは康王の母后であると推定されるが、不寿簋銘（中期 [4060]）、旃鼎銘（前期 [2704]）、小臣伯鼎銘〔『近』（前期 [340]）〕を見ると、王姜から賜与を受けた者が「王の休に対揚して」作器しており、王の代理として賜与していたものと見られる。なお夷伯は、『左伝』隠公元年条に「紀人伐夷」と見える夷国を指すものと推定され、紀国附近に位置していた在地型の陝東系外諸侯であったものと考えられる<sup>25)</sup>。そうして又、同じく I B 期に繋げられる貉子卣銘（前期 [5409]、I B）に「・・王命士道、婦貉子鹿三。貉子対揚王休、・・」というように、紀侯貉子に対してなされている王からの賜与も<sup>26)</sup>、或いは夷伯に対する措置とほぼ同時期に同様の趣旨で行われた安撫行為であったのではないかと考えられよう。

また、同じ I B 期の孟爵銘（前期 [9104]、I B）では、「隹王初棄于成周。王命孟寧鄧伯。・・」というように、成周で祭礼を挙行した王が孟に命じて鄧伯を「寧」んじている。孟が康王 23 年の大孟鼎銘（前期 [2837]、I B）及び同 25 年の小孟鼎銘（前期 [2839]）の孟であるとすれば、大・小孟鼎銘と同時期の康王期に繫年されるであろう。そうして孟鼎銘の「寧」も、語義からして作冊鬲卣銘の「安」と同様に一種の安撫行為を指していたものと考えられる<sup>27)</sup>。

なお、息伯卣銘（前期 [5385—5386]）によると、「隹王八月、息伯賜貝于姜。・・」というように、王姜が息伯に対して賜与を行っており<sup>28)</sup>、前述のように王の代理として息伯を安撫していたものである。河南省信陽市羅山県息国遺跡からは十干諡号や図象記号を有する青銅銘器が出土しており、在地型の陝東系外諸侯であったものと見られる<sup>29)</sup>。

次に燕・齊方面に目を転ずると、同じく I B 期に燕侯旨が宗周に入朝しており〔匱侯旨鼎銘（前期 [2628]、I B）〕、先述した獻侯の事例と同様に「受封に対する謝意を表すため」もしくは「襲爵に際しての挨拶」であったものと考えられるが、いずれにしろ王朝との君臣関係の再確認を目的としていたものであろう。

また、齊国と王朝との当該期における交渉に関しては、近年発掘された山東省淄博市高青県花溝鎮陳莊村遺跡からの出土器銘が参考になる<sup>30)</sup>。陳莊遺跡からは、西周前期に遡る城址遺構や墓地が発見されており、M35 から出土した引簋銘（山東 2011a（中期））に「齊白」の語が検出された点等から、西周代の齊国に関連する遺跡であると考えられている。そうして、諸家の中からは、陳莊遺跡を齊の都：薄姑に比定し、「齊白」を「齊侯の軍」と見る説も提出されている<sup>31)</sup>。しかし、城址の形状や墓葬形式は豊鎬や成周の中原遺址と類似しており、在地系のものとは思われず、またその城址規模は都城と見るには小規模で、「軍事城堡」の類いであるとの指摘もなされている<sup>32)</sup>。そして、後掲の引簋銘の中で「齊白」の主管を〈父祖以来の職事として〉王から任命されている引は王官であり、銘中の「齊白」は「白」の他例と同様に齊地に配置された王朝直轄軍を意味していたものと思われる。そうして又、他例と同じく「齊白」の所在地自体もその名称で呼称されていたものと考

えられ<sup>33)</sup>、そうすると陳莊遺跡はまさに西周代における「斉自」の遺構であったのではないかと推定されるのである。そして、陳莊遺跡の M18 では、康王後期に繋げられる<sup>34)</sup> 豊啓関連青銅器が出土しており、その中の豊啓觥銘〈山東 2011a (中期)〉には「豊啓作厥祖甲齊公宝尊彝」と見え、或いはこの時期に斉公族出身者が王朝に出仕し、斉国近隣の「斉自」に配属されていたのではないかと考えられるのである。

以上、縷述してきたように、周王朝による安撫政策とそれに伴う陝東系外諸侯の王朝への帰順は、康王代に一つの絶頂期を迎えた観がある。しかし、続く II A 期の昭王代末期において王朝は楚征伐に失敗して重大な挫折を経験し<sup>35)</sup>、これを画期として開始される「中期改革」期以降においては陝東系外諸侯を含めた外諸侯全般への対応の仕方についても一定の変化を余儀なくされる事になるのである。

## 第二節：「中期改革」期以後における陝東系外諸侯と周王朝との政治的関係

II A ~ II B 期の穆王~共王代頃から「中期改革」が開始される。この動きに対応して、同時期から微伯氏が折衷型諡号を用い初め<sup>36)</sup>、また泉子聖の裔であると考えられる泉氏についても II B 期における折衷型諡号の使用が認められる<sup>37)</sup>。単氏や榮氏の「周化」もこの時期から本格的に始まったものと推定され<sup>38)</sup>、陝東出自者のうち特に内諸侯・王官レベルの諸族の中で「周化」の趨勢が強まった事が判る。

一方、陝東系外諸侯に対しては当面、王朝による安撫政策が継続されていたものと見られる。

近年の発掘の結果、晋国の近隣に陝東系の棚国と覇国が所在していた事が確認されているが<sup>39)</sup>、そのうちまず、山西省運城市絳県横水鎮横北村棚国墓地 M1 から出土した棚伯冏簋銘〔『近二』(中期 [427])〕には「唯廿又三年初吉戊戌、益公蔑棚伯冏曆、右告、命金車、旂。冏拜手稽首、対揚公休。…」とあり、棚伯冏が益公から蔑曆の対象とされている。墓葬時期については「穆王期、又はそれよりやや遅れる時期」に比定されており、吉本紀年の周王歴代在位年数を参着すると「共王 23 年」に相当する器銘であると思われる。蔑曆を担当している益公は、共王代から夷王代にかけて右者や執政団構成員に就任した王朝内の実力者であり<sup>40)</sup>、王朝の意を体した有力内諸侯による賜与儀礼であったものと判断されよう。M1 は棚伯の夫人であった畢姫の墓葬であり<sup>41)</sup>、周王族との通婚関係の樹立が認められる。M1 と棚伯の墓葬である M2 は共に東西方向の墓葬であり、また各々から数個体分の殉人も検出されており、在地型の陝東系外諸侯であったものと考えられるが、畢姫の墓葬が仰向けであるのに対して棚伯の墓葬は俯伏せであり、周系文化と在地系文化の併存情況が看取される<sup>42)</sup>。また、墓葬規模は M1 の方が大きく、王族出自である畢氏に配慮した形になっている。

次に山西省臨汾市翼城県隆化鎮大河口村覇国墓地 M1017 で出土した覇伯孟銘〈李学勤 2011b (穆王期前後)〉<sup>43)</sup>には「惟三月、王使伯考蔑尚曆、婦柔鬱、芳鬯、漿、尚拜稽首。…覇伯拜稽首、対揚王休。…」とあり、王から遣使された伯考によって覇伯尚が蔑曆されている。器銘年代については「穆王期前後」に比定されており、上述した棚伯に対する蔑曆とはほぼ同時期の事跡であると見て良いであろう。また、同墓出土の覇伯簋銘〈黄錦前 2012 (中期前段)〉には「唯十又一月、井叔来麦、乃蔑覇伯曆、使伐。用罇二百、丹二量、虎皮一。覇伯拜稽首、対揚井叔休。…」とあり、覇伯が周系内諸侯大族である井叔から蔑曆されており、同墓出土の覇伯盤銘〈黄錦前 2010 (中期前段)〉に「唯正月既死覇丙午、…覇伯搏戎、執訊。覇伯対揚、用作伯姫宝盤。…」と見える戎討伐を使嗾されていたものと考えられる。盤銘に「用作伯姫宝盤。」とあるのによると、姫姓諸族との通婚も成立し

ていたものであろう<sup>44)</sup>。大河口墓地では東西方向の墓葬や腰坑、殉犬が検出されており、邰伯と同様の在地型陝東系外諸侯であったものと推定される<sup>45)</sup>。

このように、穆王～共王代頃までは従前通りの安撫政策が特に山西王畿周辺において試みられていたようなのであるが、政策の継続を図る王朝中央の思惑に反し、周系外諸侯〈特に蔑曆の対象となる陝東系外諸侯に隣接する周系外諸侯〉は、必ずしも同調してはいなかったようである。ほぼ同時期の器銘である鬲鼎銘〔『近二』(中期 [352])〕によると「唯七月初吉丙申、晋侯命鬲追于邰、休有擒。・・」というように、晋国と邰国との間には武力衝突が起こっており<sup>46)</sup>、王朝中央が邰国との関係強化を図るのに反比例してむしろ晋国と邰国との間には葛藤が生じていたらしい。おそらく、隣接するが故に種々の利害関係を伏在させていた両国の矛盾が、王朝・邰国間の関係強化を機に表面化したのではないかと推察される。これ以降王朝から陝東系外諸侯に対して直接的になされる蔑曆の事例は跡を絶つのであるが、その背景としてはこのような周系外諸侯の動向も関係していたものであろう。

一方、ⅡB期には淮夷の蠢動が始まっている。この時期の淮夷征伐には主に王官が従事していたのであるが<sup>47)</sup>、征伐の主任司令官である伯雍父が胡侯のもとへ遣使し〔禹鬲銘(中期 [948]、Ⅱ)〕、ついで伯雍父自身も胡国に赴いており〔禹鼎銘(中期 [2721]、ⅡB)〕、経略過程における胡侯の参与が認められる。胡国は王朝の前線拠点である古白に隣接しており<sup>48)</sup>、その向背が淮夷征伐の成否を左右する可能性があったため、伯雍父自ら赴任してその慰撫・調略にあたっていたものであろう。先述のように胡国については既に周原甲骨に見え、周王朝との交渉は克殷以前にまで遡るものと考えられる。また子方鼎銘〔『近二』(前期 [318—319])〕には「王作荣仲宫。在十月又二月、生霸、吉、庚寅、子贺荣仲鬲璋一，牲大牢。己巳、荣仲速芮伯，胡侯，子。子赐白金鈞。・・」というように、荣仲の宮の造営に際して、胡侯が芮伯らと共に荣仲に招聘されたという事跡が伝えられており、従前より周王朝とは一定の友好関係を築いていたものであろう。

次いでⅢA期の初めには、斉に対する征伐が行われた。孝王5年の師旃簋二銘(後期 [4216—4218]、ⅢA)に「王曰、師旃。命女羞追于齐。・・敬毋敗績。・・」というように、師旃が王命を受けて斉を討伐しており、また『竹書紀年』(『史記正義』周本紀所引)によると「(夷王)三年、致諸侯、烹齐哀公于鼎」というように、夷王3年には齐哀公を処刑したようである。山東省陳莊遺跡 M35 出土の前掲引簋銘に「惟正月壬申、王格于共大室。王若曰、引。余既命汝更乃祖鬲嗣齐白。余唯鬲命汝、賜汝彤弓一，彤矢百，馬四匹。敬乃御、毋敗績。・・」というように、「齐白」の主管を再命されている引が「毋敗績」と王から告諭されているのも、同時期の事跡であろう<sup>49)</sup>。この征役の後、斉には外来型の斉公室が擁立されたようであるが、間もなく在来型の公室が外来型の公室を排除して統治権を回復しており、結局王朝の統制力が斉国内に十分に浸透する事はなかったようである。なお、この点については第二章において改めて検討する事にしたい。

また夷王9年には、淮夷征伐の前哨戦である眉敖征伐が行われており、この際に聿伯に対する遣使と賜与を行っている〔聿伯簋銘(後期 [4331])〕。器銘によると「・・王若曰、聿伯。朕丕顯祖文，武、応受大命。乃祖克弼先王、翼自他邦、有績于大命。・・聿伯拜手稽首、天子休弗忘小裔邦。・・」というように、聿伯は周王朝創建にあたって何らかの形で貢献していたようであり、今回久方ぶりに君臣関係を再確認し、その帰順を得たものである。

続く夷王13年には、周系外諸侯の応侯見工を主帥格とする淮南夷毛征伐が行われた<sup>50)</sup>。王朝軍の中核に外諸侯を起用するというのは今回の事跡が嚆矢であり、また戦後に応侯は周原で冊命型儀

礼<sup>51)</sup>を受けているのであるが〔応侯鐘銘（中後期 [107—108]、Ⅲ）〕、これもおそらく外諸侯に対して冊命型儀礼が適用された初例である（金文上では、後述するように晋献侯に対しても適用されている）。冊命型儀礼が外諸侯のうち周系の者にしか認められていなかったという点は示唆的であり、既述のように直接的な蔑曆儀礼からも疎外されるようになった陝東系外諸侯と周系外諸侯との間にある種の身分的格差が生じている事を意味しよう。すなわち、王朝の儀礼体系の中において「冊命型儀礼の対象となり得る資格を有する周系外諸侯と冊命型儀礼から排除された陝東系外諸侯」という身分的序列関係が定立されつつあったのではないかと推察されるのである。

淮南夷毛征伐の成果を承けて、夷王 16 年には王官の士山が苒侯を経由して方、都、荆から服事を徴収しているのであるが〔士山盤銘〔『近二』（中期 [938]）〕〕<sup>52)</sup>、これは孝王～夷王代以降の「中期改革」の 1 つの目標である「貢納システム」<sup>53)</sup> 構築に向けた初発的措置であったものと見られる。都は「下都」であり、河南省淅川県附近に位置していたものと見られ<sup>54)</sup>、今回の服事徴収は丹江經由で漢水以南方面に向けてなされたものと推定されよう。

厲王期に入り、その元年には南国矦子率いる南淮夷、東夷の大反乱が起こった<sup>55)</sup>。反乱勃発の主因としては、「貢納システム」形成に対する陝東系外諸侯及び諸夷の反発が想定され、王交替時の不安定な時期を狙って一挙に決起したものであろう。伯戣父簋銘（朱鳳瀚 2008（厲王期））によると「佳王九月初吉庚午、王出自成周、南征、伐矦子、□、桐、適。伯戣父従王伐、・・・」というように、矦子と共に「桐、適」が征伐の対象とされている。「桐、適」は蓼生簋銘（後期 [4459—4461]）に「伐角津、伐桐適」というように「角津」と並列的に挙げられており、「角津」及び「桐適」は鄂侯鼎銘（後期 [2810]）では「伐角鬩」というように、合わせて「角鬩（適）」と表記されている。そうして征伐の凱旋時、磔地において鄂侯馭方が王に対して「納禮」しているのであるが〔鄂侯鼎銘〕、鄂国の所在は湖北省随州市随県安居鎮羊子山附近に比定されるので<sup>56)</sup>、「桐適」の位置はその近隣である河南省南陽市桐柏県附近に求められるであろう<sup>57)</sup>。鄂侯簋銘（後期 [3928—3930]）を見ると「鄂侯作王姑媵簋」というように鄂女が王室に入嫁していた事が知られるが、婚姻関係の樹立はおそらくこの時期以降に繋げられるものと思われる。

また、宝登鼎銘〔『近二』（春秋前期 [294]）〕には「奠鄂叔之子宝登作鼎。・・・」というように「奠鄂叔」の名が見えるが、これは鄂侯が関中王畿内の奠地に新分族を分出していた事を示している<sup>58)</sup>。王畿内に新分族入植地を得るという事は王朝から与えられた一種の特遇措置であったものと考えられ、同様に奠地へ新分族を分出していた周系内諸侯大族である虢氏や井氏に準ずる扱いを受けていた事を意味するであろう（なお、鄧国も同様に新分族を奠地に分出している<sup>59)</sup>）。虢氏及び井氏、鄧氏の銘器年代を参考にすると、鄂侯の新分族分出も西周後期、おそらくは王室との婚姻関係成立前後になされたのではないかと推定される。

このように、厲王は鄂侯を“王室の外戚”としてその政治的地位を保障する一方で、更に関中王畿内への新分族分出を認めて周系大族との宥和を期待していたものと思われるのであるが、従来は「鄂自」等の王朝直轄軍に拠り軍事的に抑え込む政策を優先していた事を想起すれば、これは陝東戦略面における大幅な路線変更であったものと考えられる事ができよう。要するに南国矦子の大乱を承けて、各地に点在する王朝直轄拠点を主軸とした陝東地域支配に限界を感じたからであると思われる。このような陝東系外諸侯に対する政策転換が功を奏したのか、厲王 18 年には王官の駒父が南方諸侯を介して南淮夷から服事を徴収しており〔駒父盨銘（後期 [4464]）〕、漸くこの時点に至り「貢納システム」も安定的に機能していたものと見られる。

しかしそれも東の間、厲王晩年には鄂侯馭方率いる南淮夷、東夷の大反乱が起こった〔禹鼎銘（後期 [2833—2834]、ⅢB）〕<sup>60</sup>。その反乱規模は先述した南国辰子の乱に匹敵していたものと想像され、成周の王朝直轄軍である「西六白」及び「殷八白」が撃破され、河南王畿自体が危機に瀕している<sup>61</sup>。「西六白」及び「殷八白」は点在する「白」の中では例外的に整備が進められていたようであり<sup>62</sup>、上記の事態は厲王初年以來の戦略構想〈陝東系外諸侯に対する協調政策及び成周直轄軍の強化〉が根本的に否定された事を意味する<sup>63</sup>。

このような厲王の“失政”を承けて共和クーデタが勃発したのであるが、その後共和政権によって擁立された宣王は、厲王以前の政策と以後の政策の両立を意図したようである。すなわち、まず宣王32年の魯国征伐に際しては晋侯を主帥格として夙夷討伐を命じ、戦後には応侯見工と同様に冊命型儀礼に参加させて「周系外諸侯の身分的優位」を再確認させている〔晋侯蘇鐘銘〔『近』（後期 [35—50]）〕〕<sup>64</sup>。また一方では陝東出自の在外型外諸侯である申伯の子女を王室に入嫁させて“王室の外戚”とし、陝東出自外諸侯の政治的地位を保障して厲王代の協調路線を継承している<sup>65</sup>。

また、史密簋銘〔『近』（中期 [489]）〕及び師寰簋銘（後期 [4313—4314]、ⅢB）によると、南淮夷の侵攻を迎撃するために萊伯（萊）、熒（熒）、眉（尿）、異等の在地型陝東系外諸侯が動員されている<sup>66</sup>。これは直接的には弱体化した王朝直轄軍の補強という意味合いがあったであろうが、但し周系外諸侯とは異なり、あくまで王官〈史密簋銘では師俗及び史密、師寰簋銘では師寰〉の所轄下に置かれていたようであり、独自の軍事行動は認められていなかったものと見られる。なお、今回の戦役では「斉白」も徴用されているが、「斉白」が「斉侯の軍」であるとするなら「萊伯」も「萊白」と表記されるはずであり、この場合もやはり王朝直轄軍の「斉白」を指していたものと思われる。

そうして、宣王晩年の42年には晋の近隣に新たに在地型の陝東系外諸侯である楊侯を封建し〔逯鼎一銘〔『近二』（後期 [328—329]）〕〕、獫狁征伐の一助としているのであるが、この事例については第二章において改めて検討する事にする。

以上、「中期改革」の時期を差し挟んで陝東系外諸侯の帰順過程及び周王朝との政治的関係の推移について具体的に検証してきた。その結果、「中期改革」以前は単に安撫政策の対象に過ぎず軍事的に抑え込まれる面が強かった陝東系外諸侯が、「中期改革」以降には次第に“王室の外戚”の地位を占め、また軍事的徴用の対象にもされ得るようになっていった過程が跡付けられた。但し、陝東系外諸侯が王朝軍の主帥格に就任する事例は見出されず、また周王朝内の身分序列の面でも周系外諸侯より下位に位置づけられていたようであり、その事は冊命型儀礼の対象に成り得るか否かという点において端的に明示されていたのである。

## 第二章 陝東出自外諸侯による姫「冒姓」事例及び系譜改編事例

本章では、陝東出自外諸侯の姫姓への改姓事例〈自称に拠ると考えられるので、「賜姓」ではなく「冒姓」〉及び系譜改編事例について検討し、その「周化」過程及び周王朝との政治的関係の変遷に関して更なる追求を試みる事にしたい。

呉や燕が自らの系譜を改編し、また姫姓を「冒姓」した経緯については、既に先行研究によって明らかにされている<sup>67</sup>。特に燕の場合は、先述のように就封時における召族との密接な交渉関係が確認されており、やがて召公を始祖に繋げる伝承が形成され、更には姫姓出自である事を主張する

ようになったものであろう。落合淳思 2012 が指摘するように、おそらく春秋初期に周王室との世代数合わせが行われ、王室に出自を求める系譜が作成されたものと思われる<sup>68)</sup>。では、このような陝東出自者による系譜の改編操作はいつ頃から試みられるようになったのであろうか。本稿ではその先蹤として、単氏の系譜に着目してみる事にする。

### 第一節：単氏による系譜改編と姫「冒姓」

単氏は殷代以来の古族であり<sup>69)</sup>、周王朝成立以降には先述のように燕国や王畿内の周原、成周附近に遷住していたものと見られる。その後、単氏は族内の「周化」を進めて西周中期以降になると王朝内における政治的地位を確立していたようであり、右者や執政団構成員に就任する事例も現れている<sup>70)</sup>。そうして宣王代に至り、単氏の分族である単叔家の呉速が自家の系譜を作製しており<sup>71)</sup>、陝西省宝鶏市眉県馬家鎮楊家村窖藏出土速盤銘 [『近二』(後期 [939])] に、

速曰、丕顯朕皇高祖単公、迺々克明哲厥徳、夾召文王、武王、撻殷、応受天魯命、匍有四方。並宅厥勤疆土、用配上帝。季朕皇高祖公叔、克速匹成王、成受大命、方狄不享、用奠四国、万邦。季朕皇高祖新室仲、克幽明厥心、柔遠能近、会召康王、方懷不廷。季朕皇高祖恵仲盞父、盞蘇于政、有成于猷、用会昭王、穆王、延政四方、撲伐楚荊。季朕皇高祖零伯、葬明厥心、不墜□服、用辟共王、懿王。季朕皇亞祖懿仲、敦諫々々、克匍保厥辟孝王、夷王、有成于周邦。季朕皇考共叔、穆々趨々、蘇詢于政、明陵于徳、享辟厲王。速肇侂朕皇祖考服、虔夙夜、敬朕死事。肆天子多賜速休。…  
 というように、王室の系譜と単叔家の系譜を対照させて叙述している。ここで一つ不審に感じるのは、歴代王の数と歴代父祖の数が一致している箇所と一致していない箇所がある点である。例えば初代の単公は文王、武王に対応しているのに対し、二代の公叔は成王のみに対応しているというように、2代の王に対応する父祖と1代の王に対応する父祖とが併存しているのである。先述のように単氏の「周化」は中期以降(すなわち「中期改革」期以降)に始まったものと見られ、単叔家の分出もその頃に想定されるので、そもそも呉速の父祖系譜を文王代にまで遡らせる系譜には父祖を架上した操作を想定せざるを得ない。そこで仮に歴代王数と歴代父祖数を1対1で対応させた場合、単叔家8代に対応する歴代王は〔昭王～宣王〕となるので、初代単公に対応する周王は昭王にまで降る事になる。ここで改めて単叔家の系譜を省察すると、五代零伯、六代懿仲、七代龔叔の称谓は「伯」、「仲」、「叔」というようにひとまとまりの兄弟称谓で連なっており、本来三者は兄弟関係であったものが今回の系譜作製にあたって世代数を増やすために父子関係に置き換えられた可能性が指摘できよう<sup>72)</sup>。そうして又、二代公叔、三代新室仲も本来兄弟関係であったものが父子関係に置き換えられたものと想定すると、世代的に零伯、懿仲、龔叔及び公叔、新室仲は各々一括りの一世代となり、それぞれ厲王世代と懿王世代に対応する事になる。そうすると、初代単公は共王・孝王世代にまで降る事になるので、単叔家の系譜は共王時期、まさに「中期改革」が始まった時期にその草創が求められる事になるのである。

それでは何故、このように系譜を改編してまで世代数を延伸しようとしたのであろうか。何よりその目的は、周王朝創業期の文王、武王代に自家の始祖を繋げる点にこそあったものと思われる。そうする事で「王朝の創業以来王朝に累代にわたって出仕してきた血統」である事を主張する事が可能となり、王朝体制内における自家の正統性を確立できたのではないかと考えられるのである。そうして、このような系譜改編の延長上に、周王室出自(姫「冒姓」)という仮構の血統も架上されるに至ったのではないかとと思われる。『元和姓纂』(上平声・寒条)に「単、周成王封少子臻于単邑」と



のように、成王の子を単氏の始祖とする伝承がそれであり、『国語』周語に「今雖（単）朝也不才、有分族於周」とありその韋昭注に「有分族、王之親族也」とある言説を参照すると、『国語』が成立した前3世紀前半頃には単氏を姫姓と見る説が既に形成されていたものであろう<sup>73)</sup>。そうしてそのような伝承の開始時期は、逯盤が宣王43年の逯鼎二〔『近二』(後期[330—339])〕と同窖出土である点を考慮すると、宣王代末年までは王室出自を主張してはいなかったものと考えられるので、西周末年以降、東遷期から春秋期にかけて単氏が王朝の卿士として王朝内に重きをなすようになって以降ではないかと思われる。

## 第二節：曾侯による姫「冒姓」

曾国については、李学勤1978以来姫姓随国と同定する説〔【一国二名説】〕が提唱されている<sup>74)</sup>。文献上では、湖北省随州市附近には「漢東之国、随為大」（『左伝』桓公6年条）といわれる随国が存在して楚に対峙していたとされ<sup>75)</sup>、当該地に曾国の姿は確認されない。しかし出土文物の面では当該地域において随国関連銘器は見出されず、むしろ曾国関連銘器が広範囲に涉って出土している<sup>76)</sup>。それ故、李氏等は「随」というのは曾国の別称であったものと推定されたのである。だが、ここで一つ問題となるのは、随が文献上姫姓とされるのに対し、曾は異姓〈文献上は姒姓〉であるとされているという点である<sup>77)</sup>。曾が殷代以来の古国であり、在地型の陝東系外諸侯であったという点については、甲骨史料や先述した随州市葉家山曾国遺跡の墓葬形態や出土器銘等によって確認されている<sup>78)</sup>。それなのに何故姫姓随国に同定され得るのが問題なのである。

従来の諸家からは、(1) 曾が随を滅ぼしてその国土に拠ったのであるとする説や<sup>79)</sup>、(2) 随が曾を滅ぼして曾を称したのであるとする説<sup>80)</sup>、(3) 当初の曾は楚に滅ぼされ、楚は随を滅ぼした後に随の故地に曾を分封したのであるとする説<sup>81)</sup>等が提出されている。(1)～(3)の諸説に共通しているのは、「曾と随との間にある種の断絶を主張する」という観点である。すなわち、「曾が随に取って替わった」もしくは「随が曾に取って替わった」、「随地で曾を名乗らせた」というように、随から曾への移行過程についての解釈に各々相違はあれども、異姓の曾と姫姓の随がその由来からして全く同一の国であるはずがないという見方が大前提となっているのである。だが、仮に旧来の曾がある時点で姫姓に「改姓」していたとすればどうであろうか。

そもそも曾国(=随国)を主張する根拠の一つに曾国が姫姓を称していた事を示唆する青銅器銘がある。例えば、曾姫無卣壺銘(戦国前期[9710—9711])や曾仲姫壺銘〔『近二』(戦国前期[855])〕等がそれであるが、随州市義地崗季氏梁墓葬出土の曾大工尹戈銘(春秋中期[11365])に「穆侯之子、西宮之孫、曾大工尹季怡之用」とあり、同墓葬出土の周王孫季怡戈銘(春秋前期[11309])に「周王孫季怡、孔臧元武、元用戈」とあるのによると、曾大工尹戈銘中の「穆侯」は曾侯であると推定されるので、曾侯の孫である季怡が「周王の孫」を称していた事、すなわち曾公室が姫姓を称していた〈それどころか周王室出自である事を称していた〉事は確実である<sup>82)</sup>。問題は、その称谓時期である。

前掲の曾姫無卣壺銘や曾仲姫壺銘はいずれも戦国期の器銘であり、また曾大工尹戈銘及び周王孫季怡戈銘は春秋期の器銘である。また、同じく曾国の姫姓称谓を推察させる曾侯簠銘(後期[4598])は<sup>83)</sup>、西周後期に断代されている。要するに、曾国の姫姓称谓を主張する金文史料は遡っても西周後期以降、主に春秋期以降に繋げられるのであって、それ以前における曾国の姫姓称谓を証する史料とは為し得ないのである。

ここで改めて曾国の歴史を復元すると以下のようになると思われる。まず周初において、随州市葉家山附近には殷代以来の古国である在来型の曾国が所在しており、I A～I B期の虎方征伐の頃には周王朝から「侯」に封ぜられていた。そうしてその後、厲王代に隣接する鄂国が王朝によって滅ぼされて以降は西進して漢水支流の滾河流域にまで拡張していたものと考えられ<sup>84)</sup>、おそらくこの頃（西周末～春秋前期）に姫姓を「冒姓」していたものであろう。そして春秋前期以降は楚の圧迫を受けて涇水流域に後退し、戦国中期に至って楚に併合されたものであろう<sup>85)</sup>。

では、何故曾国は姫姓を「冒姓」したのであろうか。その点については、曾国の“辺境政権”としての性格を考慮する必要があるだろう。すなわち、西周王朝崩壊以降特に王朝の辺境疆域においては政治的無秩序化が進行したものと想定され、そのような混乱した状況のもとにおいて、従前から周王朝の権威に依存していた政権の取り得る選択肢の一つは、これまで以上に王朝と同化する事によって、周辺諸勢力との異質さを際立たせる行為であったものと考えられる。特に曾国の場合は、膨張する楚国に対抗する必要上、周王室出自である点を強調して楚国に拮抗する正統性を確保せねばならなかったものと思われるのである。

ところで近年、春秋中期に繋げられる随仲嬭加鼎（曹錦炎 2011（春秋中期））が発見され、随国と曾国を別国と見る説が改めて提唱されている<sup>86)</sup>。しかし、この器銘は春秋期において「随」の国号が存在した事を出土史料によって初めて証明したに過ぎず、むしろ曾国が随を別称として用いた可能性を同時代史料によって補ったものと評価すべきであろう。「随」器銘の金文史料の出土を伴う「随国遺跡」が確認されていない以上、「曾」「随」二国併存説は成り立たないものと思われる<sup>87)</sup>。

### 第三節：齊侯による系譜改編

齊国については、落合淳思 2012 によって哀公処刑後における周文化への同化が主張されている<sup>88)</sup>。すなわち、『史記』齊太公世家によると初代太公以降 2 代から 4 代にかけては十干諡号（丁公、乙公、癸公）が用いられているのに対し、5 代哀公以後は周的諡号に切り替っているのであって、この点に着目された氏は、王朝による征伐を契機とした齊国の周文化への同化を説かれたのである。しかし、陳莊遺跡から出土した前掲豊啓觥銘に「厥祖甲齊公」というように、齊太公世家に見えない十干諡号が見出されている以上、氏の所説をそのまま受け入れるわけにはいかない。

先述のように豊啓は「齊自」に所属した齊公室出自者であると推定されるのであるが、そうすると I B 期の頃に十干諡号を用いる在地型陝東系外諸侯の齊国が存在した事は確かであろう。そうして、孝王 5 年及び夷王 3 年に王朝からの討伐を受けて、在地型齊公室出自の哀公が処刑されたのである。「哀公」という諡号は死後に与えられたものであり、周側による周的諡号の命名であったものであろう。

ここで注目すべきは、『礼記』檀弓上に収載されている「大公封於榮丘、比及五世、皆反葬於周」という記述である。すなわち、初代太公から 5 代（すなわち哀公）までの歴代国君が周（周原）に埋葬されたとされているのである。顧炎武の所論を引くまでもなく<sup>89)</sup>、歴代国君が齊国で埋葬されずに遠く離れた関中王畿の周原で埋葬されたというのは、如何にも不可解である。だが、初代太公から始まる歴代当主がそもそも齊公室ではなかったと見たらどうであろうか。つまり、太公一族は本来周原に遷住した陝東出自者の家系であったと解釈したならば、埋葬地が周原に所在していた理由も了解されるのである。そうして、齊哀公が周原に埋葬された理由は、処刑された後に故地で祭祀対象となる事を避けるためであったものと考えられるであろう。そうすると、哀公処刑後に

齊国に入封して来た外来型齊公室こそ太公一族であったものと考えられ、その折衷型諡号は太公一族が周原遷住後に既に一定の「周化」を遂げていた事情を示すものであろう。

しかし、外来型齊公室の初代として入封した胡公は、既述のように間もなく決起した在来型齊公族によって打倒され、改めて在来型齊公室出自の献公が即位した。その後、宣王 12 年には胡公派が厲公（献公の孫）を殺害して奪権を図ったのであるが、再び在地型公室側が巻き返して胡公派を一掃し、文公（厲公の子）を即位させたのである（齊太公世家）。それ以降は文公系がそのまま春秋期以降も齊公室であり続けるので、そうなる問題となるのはいつ頃太公家の系譜を齊公室の系譜に架上させたのかという点である。

おそらくその時期は、曾国の場合と同様に春秋期以降に降るのではないかと推定される。齊国も曾国と同様に辺境の政権であり、西周王朝崩壊以降の混乱期において周囲の諸勢力に対してその政権としての正統性を主張し得る根拠を必要としていた筈である。また、特に齊の場合は東遷期以降中原進出を企図しており、周系諸侯群と交渉を深めていくためにも政権の尊貴化は是非とも必要であったものと考えられ、少なくとも「かつて周王朝によって討滅された在地型陝東系外諸侯の後裔である」という負の血統は隠蔽したかったものと思われる。それ故、おそらく春秋初期に齊僖公が周王朝に入朝した頃（前 715 年）に、太公を始祖とする系譜が作成されたものと推定されよう。

#### 第四節：楊侯による姫「冒姓」

楊侯は、先述のように宣王 42 年に封建された後出の外諸侯であり、山西省臨汾市洪洞県東南に比定される<sup>90)</sup>。その出自について、『新唐書』宰相世系表十一下では「楊氏、出自姫姓。周宣王子尚父、封為楊侯」というように、宣王の子であるとしており<sup>91)</sup>、また『左伝』襄公 29 年条にも「虞，虢，焦，滑，霍，楊，韓，魏，皆姫姓也」というように「姫姓」であると明記されている。

しかし、西周前期の楊国遺跡とされる山西省臨汾市洪洞県坊堆村墓地からは東西方向の墓葬や屈肢又は俯伏せの埋葬例が検出されており、十干諡号を有する銘器も出土している<sup>92)</sup>。また、同じく西周前期に繋げられる洪洞県永凝堡墓地の NM9 も東西方向の墓葬であり、凶象記号を有する銘器も出土しており、80SHYM12 では腰坑の事例が確認されている<sup>93)</sup>。なお永凝堡墓地では西周中期以降になって墓葬方向が南北方向に変化し、凶象記号や腰坑も消えるのであるが、これは楊国の「周化」過程を示しているであろう。このように、楊国は本来在地型の陝東出自であったものと考えられるのであり、また山西省北趙村晋国墓地 M63（晋文侯夫人墓に比定される<sup>94)</sup>）から楊姑壺が出土している点から見て、姑姓の異姓外諸侯であった点が確認される。それでは、前述の宣王出自及び姫姓を主張する伝承はどのように理解すれば良いのであろうか。

この点について従来諸家からは、(1) 山西において姑姓の楊国から姫姓の楊国へ交替したという説や<sup>95)</sup>、(2) 山西の姑姓楊国と陝西の姫姓楊国が併存したという説<sup>96)</sup>、(3) 山西において前楊国（成王代始封：文王の庶子（伯僑）出自）から後楊国（宣王代始封：宣王の庶子（尚父）出自）に交替したという説<sup>97)</sup>等が提起されている。(1)、(2) の両説に共通しているのは、曾国の場合と同様に「姑姓の楊国と姫姓の楊国が同一であるはずがない」という前提である。(3) に至ってはそもそも姑姓の楊国の存在すら認めようとしていない。だが、仮に姑姓の楊侯が後に姫姓に「改姓」したとすればどうであろうか。すなわち、楊国は本来在地型の陝東系外諸侯として発足したのであるが、後に宣王によって封ぜられたという経緯に脚色を加え、宣王に出自する家系である事（また無論、姫姓である事）を主張するようになったのであると解釈すれば、上記の問題点は氷解するのである。

ただ、楊侯が姬姓を称した事を証する金文史料が見出されない点が遺憾であるが、仮に姬「冒姓」が事実であるとする、その「冒姓」時期は宣王末年以降、おそらくはやはり西周崩壊期から春秋期にかけての混乱期であったものと想定され、曾国や斉国同様に辺境政権であるが故に周囲の諸勢力〈特に獫狁等の諸夷〉に対して政権としての正統性を示す必要上からの措置であったものと理解されよう。

以上、陝東出自外諸侯による系譜改編事例及び姬「冒姓」事例について国別に検討してきた。そうして、「冒姓」や系譜改編に着手した諸侯国がいずれも「辺境政権」であるという点で一致しており、西周末期以降の混乱期に対応する措置としてそれらの試みがなされていたものと推定されたのである。先述した燕国における系譜改編についても、春秋初期に「辺境政権」においてなされた試みという点で、同様の事跡であると理解できるであろう<sup>98)</sup>。

ここで注目すべきはこれらの操作の開始時期であり、西周末年以降（すなわち西周王朝崩壊以降）であったという事は、実はそのような改変が“「西周王朝」との関わりでなされていたのでは無く、「東周王朝」との関連でなされていたのではないか”という可能性を示唆するのである。この点をふまえると、確かに周王朝は東遷後に〈統一王権としての権力〉を喪失したわけであるが、陝東地域における〈統一王朝としての権威〉は、むしろ洛邑に定都して名実共に「陝東王朝」に変貌した後に確立したのではないかと考えられよう。従来、東遷後の周王朝についてはその政治的無力化を主張する見解が一般的であるが、このような観点から今一度再考を試みる必要があるであろう<sup>99)</sup>。

## おわりに

本稿では、陝東系外諸侯の帰順過程及びその周王朝との政治的関係の変遷について具体的に検証して来た。その結果、「中期改革」期以前においては単なる安撫の対象であった陝東系外諸侯が、「改革」期以降は王室の“外戚”としての地位を与えられたり「王朝軍への編入」が図られる等、より積極的な形で王朝体制への組み込みの対象とされており、「貢納システム」形成過程において彼等との協調関係の確保が特に重視されていたものと考えられる。また王朝内の身分秩序の面では、周系外諸侯の下位に位置づけられるようになり、陝東地域においては「周系外諸侯以下、諸夷以上」にランク付けされていたものと見られる。また一方、西周末年以降には系譜の改編及び姬姓への「冒姓」が〈特に辺境の〉陝東出自外諸侯のもとにおいて試みられたが、これは混乱期に直面した陝東出自外諸侯が自らの政権としての正統性を主張するための操作であったのであり、その過程を通じて東周王朝との間における〈又、周系外諸侯との間における〉新たな政治的関係の構築が模索されたものと考えられる。すなわち、陝東系外諸侯の実質的「周化」はある意味「西周王朝の滅亡後」になって漸く緒についたものと理解する事ができるであろう。

## 注

【注釈：西周代陝東系外諸侯帰順考】

- 1) 本稿では、関中王畿以東（河南省三門峽市陝東附近以東）の旧殷王朝疆域を中心とする周王朝にとっての新征服地を、「陝東」地域と総称する事にする。
- 2) 『研究』、『通釈』については、本稿末尾の《引用文献一覧》参照。上記以外には、『殷周金文集成』【以下『集成』】、『近出殷周金文集成録』【以下『近』】、『新収殷周青銅器銘文暨器影彙編』【以下『収』】、『近出

殷周金文集録二編【以下『近二』】の断代案を参考にする。

また、本稿で銘文を引用する際には、断代案を〔(1)『集成』又は『近』, 『収』, 『近二』の断代案、(2)『集成』又は『近』, 『収』, 『近二』の著録番号、(3)『研究』の断代案〕の順に付記する事にする(『近』, 『収』, 『近二』の場合のみ、特に書名を注記している。又、『集成』, 『近』, 『収』, 『近二』の断代案の西周早期, 西周晚期, 春秋早期, 戦国早期を本稿では前期, 後期, 春秋前期, 戦国前期と改めた)。

なお、これらに未収録のものについては、著録雑誌名・刊号及び掲載誌に示された断代案を付記する。

- 3) 西周代における「中期改革」の定義については、拙稿 2010 参照。
- 4) 胡国については、「其于伐胡侯」(陕西省宝鸡市岐山県鳳雛出土 H11—232) とあるように討伐の対象とされており、楚国については「楚子来告」(同上 H11—83) とあり、「楚子」との交渉を伝えている。周原甲骨に関しては、徐錫台 1987 参照。
- 5) 林断代の時期区分については、『研究』参照。「中期改革」期以前は I A ~ II A 期(武王~穆王)、それ以降は II B ~ III B 期(共王~幽王)にほぼ該当する。
- 6) 井侯は「侯」に任ぜられた際に宗周に入見している〔麦尊銘(前期 [6015])〕。なお、所謂爵称としての「侯」に任ぜられた場合、金文では「侯于某」の表現がとられている。
- 7) 「6 族を従えて入封した」と解釈する点については、陳平 1991 参照。6 族のうち「羌」, 「畎」については、殷末の文武丁期に殷王朝から征伐の対象とされており(「羌方」, 「畎方」と称されている)(落合 2012、337 頁参照)、その経緯から周王朝に帰順したものであろう。
- 8) 後述する大河口覇国墓地 M1 でも「燕侯旨」銘器が出土しており、同墓出土の銅爵銘に「旨作父辛爵世」とある(山西 2011 参照)。
- 9) 琉璃河燕国遺跡については、北京 1995a 参照。なお、I 区, II 区の区分については、宮本一夫 2000 第 4 章: 第 1 節参照。
- 10) 単族の銘器は琉璃河 M251 から出土しており〔単子卣(前期 [5195])〕、また陕西省宝鸡市扶風県法門鎮莊白村 1 号窖藏〔陵方罍(前期 [9816])〕や洛陽市唐城花園 M417〔単鼎〔『近二』(前期 [265])〕〕からも出土している。微族の銘器は上記の莊白村窖藏から単族銘器と共に出土している〔史牆盤(中期 [10175]、II) 等〕。微族の概要については、尹盛平 1992 参照。
- 11) 召族が陝東出自の大族であったと見られる点については、白川静 1955 参照。
- 12) 大保簋銘に関する解釈及び宋国封建の由来に関する所説については、落合淳思 2012 第 1 部: 第 5 章: 第 2 節参照。なお、周原に遷住した微族は、扶風県莊白村 1 号窖藏出土の微伯鬲銘(中期 [516—520])によると「微伯」氏であり、一方の宋地に入封した微族は、『史記』宋微子世家に拠ると宋国初代と見られる宋公稽の父が「微仲」と称されているので、分出した「微仲」氏であったものと考えられる。また、大保銘器〔大保卣(前期 [5018])、大保戟〔『近』(前期 [1109])〕〕が衛国遺跡のある河南省鶴壁市浚県辛村から出土している点を見ると、衛侯の封建にも関与していた可能性が指摘できる。
- 13) 関連器銘には、後掲諸器銘の他に中方鼎一銘(前期 [2785])、中方鼎二・三銘(前期 [2751—2752])、中觶銘(前期 [6514])、鞞鬲銘〔『近二』(前期 [126])〕がある。林断代 I A 期から I B 期の交界に繋げる時期比定については、拙稿 2012 参照。
- 14) 方国の比定地については、湖北省十堰市竹山県東南説(李学勤 2008) や十堰市房県説(晁福林 2004) がある。鄧国については、湖北省襄陽市北郊に故城址が比定されている(石泉 1980)。
- 15) 湖北省随州市曾都区浙河鎮葉家山曾国遺跡については湖北 2011a、随州市随県安居鎮羊子山鄂国遺跡については随州 2009 参照。前者の M2, M27, M65 からは「曾侯」銘器が、後者の M4 からは「鄂侯」銘器が出土している。なお、黄鳳春・陳樹祥・凡国棟 2011 は、安居羊子山を鄂国の封地に比定されている。
- 16) 湖北 2011a では、M1 は成康期に、M2 は康昭期に比定されている。
- 17) 「周化」の定義については、拙稿 2010 参照。
- 18) この点は燕国等も同様であり、琉璃河 M253 出土の圜鬲銘(前期 [935])によると、燕人の圜が成周で王から賜与されている。同じく M253 出土の圜方鼎銘(前期 [2505])で圜は自らへの賜与者を「朕公君燕侯」と呼称しており、燕侯の属臣であった事が判る。

なお、子子について湖北 2011a は M2 の墓主(曾侯諫夫人であると解釈されている)との「母子関係」を想定されているが(子子分襠鼎の作器対象が「文母乙」であるためであろう)、墓主の生前に墓主の諡

- 号入りの銘器が製作されているのは不可解である。また、李学勤 2012 は子分襜鼎銘に見える「大祐」と『左伝』昭公 4 年条に「成有岐陽之蒐」とある成王代の事跡とを同定されているが、文献との吻合は尚慎重であらねばならないであろう。
- 19) 西周代の白については、拙稿 2012 参照。
  - 20) なお、中の遣使直前の事情について述べた前掲中解銘や厲侯王戈銘（陳夢家 1956）〔白川静氏は成王代に繋げられている（『通釈』1 下、789～790 頁）〕によると、曾国北隣の厲国も「侯」に任ぜられており、王朝に帰順していた点を確認される。中解銘の「厲」字の字积については、朱鳳瀚（湖北 2011b）等の説に従う。厲国の位置は随州市の北に比定される（陳槃 1969、厲国条参照）。
  - 21) 湖北省武漢市黄陂区魯台山で西周前期の周人の墓葬が発見されており、王朝の南方進出拠点であったものと見られる。黄陂 1982 及び万全文 1992、朱継平 2010 参照。なお朱鳳瀚氏は、湖北省黄冈市蕪春県の毛家咀西周前期遺跡やその西北の新洲香炉山西周前期遺跡にも着目され、当該地における周人の経営について論及されている（湖北 2011b）。
  - 22) 「虎方」の君主が王朝に帰順した後に「虎侯」と称したとする解釈については、『通釈』1 下：538 頁参照。
  - 23) 『通釈』6：370 頁参照。但し、白川氏は成王代であると見ておられる。
  - 24) 松井 2005 も、作冊折觥銘の紀年を康王 19 年であるとされている。
  - 25) 紀国の位置は山東省濰坊市内の県級市：寿光市の東南に比定され、また夷国の位置は山東省青島市内の県級市：即墨市の西に比定される（陳槃 1969、紀国条及び夷国条参照）。なお、相侯の出自については不詳である。
  - 26) 貉子卣銘の貉子が、紀侯貉子簋銘（中期 [3977]）の紀侯貉子に同定される点については、『通釈』2：837 頁参照。
  - 27) なお、『春秋経』桓公 7 年条に「鄧侯吾離来朝」とあり、春秋経伝においては諸侯爵位の貶称化はあり得ても尊称化は通常見られないので、鄧伯は後に「侯」に任ぜられていたものと見られる。
  - 28) 息伯卣銘中の「姜」を「王姜」と解する点については、『通釈』1 上：251 頁参照。
  - 29) 河南省信陽市羅山県息国遺跡については、河南 1986 参照。なお、『左伝』隠公 11 年条に「息侯」と見えており、息伯の場合も後に「侯」に任ぜられたものであろう。
  - 30) 陳莊遺跡については、山東 2011a 参照。
  - 31) 李学勤氏や王樹明氏は陳莊遺跡を「薄姑」に比定されており（山東 2011b）、また李学勤 2011a は「斉白」を「斉侯の軍」と解釈されている。
  - 32) 李伯謙氏や鄭同修氏、王青氏等の所見による（山東 2011b）。
  - 33) 「白」の他例及びその所在地も駐屯軍の呼称で呼んだ事例については、前注 19) 所引拙稿 2012 参照。
  - 34) 李学勤氏の所見による（山東 2011b）。
  - 35) 昭王代における楚征伐の概要については、拙稿 2012 参照。楚国は虎方の地の更に南方に所在しており、IA～IB 期における陝東戦略の展開上に位置づけられる作戦であったものと見られる。
  - 36) 微伯氏六代目の史墻は、墻父乙爵銘（中期 [9067—9068]）で父：豊を「父乙」と諡称しているのであるが、共王代に断代される前掲史墻盤銘では折衷型諡号である「乙公」を用いており、その画期が共王代にあった事が判る。折衷型諡号については、拙稿 2010 参照。なお、7 代目の癩は、史墻盤銘に見える四代目の「祖辛」に対しても、遡って「辛公」の折衷型諡号を用いている〔癩鐘銘（中期 [246]）〕。
  - 37) 泉戎は、父を泉伯戎簋銘（中期 [4302]）で「釐王」と諡称しているが、泉戎卣銘（中期 [5419—5420]、II B）では折衷型諡号の「乙公」を用いている。或いは、泉氏の場合もこの時期に折衷型諡号に切り替えたものであろう。
  - 38) 単氏及び榮氏の「周化」については、拙稿 2010 参照。
  - 39) 山西省運城市絳県横水鎮横北村棚国遺跡については、山西 2006 参照。墓葬時期の比定は当該発掘簡報に拠る。また、山西省臨汾市翼城県隆化鎮大河口村霸国遺跡については、山西 2011 参照。
  - 40) 益公は、吉本紀年では共王 17 年の詢簋銘（後期 [4321]、II B）から夷王 20 年の休盤銘（中期 [10170]、III A）までの間にその活動が認められる。おそらく「益公」は、「穆公」や「武公」等と同様の生諡であり、仮に 20 歳で初めて右者に就任していたとすると〈詢簋銘〉、夷王 20 年ではまだ 77 歳なので、同一人であ

る可能性がある。

- 41) M1 出土の邰伯鼎銘に見える「畢姫」の「畢」字を『近二』（中期 [274]）では「毛」字に字積しているが、邰仲鼎銘（中期 [2462]）に見える「畢媿」の「畢」字等を参着すると、山西 2006 に従い、「畢」字に字積するのが適当であろう。「畢」については『左伝』僖公 24 年条に「文之昭」と見え、周王族であった事が判る。なお、邰伯は邰仲鼎銘に拠ると、媿姓であったものと判断される。
- 42) 俯身葬は、邰国墓地全体で約 3 分の 1 を占める（国家 2007）。
- 43) 覇伯孟銘の积文については、李学勤 2011b 参照（李氏は「尚孟」と称されている）。器銘年代の比定は李氏の所説に拠る。
- 44) 覇姑鼎銘（前期 [2184]）に拠ると、覇伯は姑姓であったものと見られる。
- 45) なお、邰伯については「伯」である点を根拠に内諸侯であると解釈する説もある（吉琨璋・宋建忠・田建文 2006）。しかし、称「伯」している外諸侯の事例は他にも見出され（前述の鄧や息等）、また邰国と隣接する晋国との間に王畿内外の分界線を設定する積極的根拠も稀薄であると思われる。また、張天恩 2010 は邰伯と覇伯を「晋国の卿」とであると推定されているが、邰伯、覇伯共に通婚や蔑曆授受等の政治活動を独自に行っており、晋国に臣属していたようには認められない。特に覇国の場合は、大河口墓地 M1017 出土の銅盆や M1 出土の銅簋、銅卣によると（いずれも山西 2011 参照）、邰、芮、燕等とも独自に交渉していたようである。
- 46) 李学勤 2005 の解釈に従う（器銘時期は共王期前後に繫年されている）。なお、齊討伐について述べた本文後掲の師旂簋二銘でも「命女羞追于齊」というように同様の表現が見える。また、覇伯簋〔『近二』（前期 [384]）〕が山西省北趙村晋国墓地 M6197 から出土している点を見ると、覇国と晋国との間にも一定の交渉関係があったものと見られる（M6197 出土銘器は、角道亮介 2007 によると、I B 期に繫けられる）。
- 47) 関連器銘には、後掲諸器銘の他に、前掲录弑卣銘、穉卣銘（中期 [5411]）、鬲尊銘（中期 [6008]）、弑簋銘（中期 [4322]、II B）、弑方鼎二銘（中期 [2824]、II B）等がある。
- 48) 胡国の位置については、潁水下流域の安徽省阜陽市や汝水中流域の河南省漯河市郟城区に比定する説がある（陳槃 1969、胡国条参照）。徐中舒 1959 は古卣の所在地を河南省平頂山市葉県の南に比定しており、徐氏の説に従うならば、後者に比定するのが適当であろう。
- 49) 李学勤 2011a も、師旂簋二銘と引簋銘を同時期に繫けられている。なお、引に対する賜与物である「彤弓一、彤矢百、馬四匹」は後掲の応侯鐘銘では応侯に対する賜与物として見え、齊自主管者である引が外諸侯に準ずる待遇を受けていた事が判る（本文後掲の晋侯蘇鐘銘や前掲宜侯矢簋銘等でも、類似の賜与物が晋侯、宜侯に対して用いられている）。
- 50) 関連器銘には、後掲応侯鐘銘の他に無異簋銘（後期 [4225—4228]、III A）、応侯見工鼎銘〔『近二』（中期 [323]）〕、応侯見工簋銘（中原文物 2009—5（孝王～夷王期））等がある。
- 51) 儀礼中に右者を配する等、明らかに冊命儀礼としての性格を有しているのが、銘文中に「冊命」乃至は「冊」の語が欠如しているため、本稿では「冊命儀礼に準ずる儀礼」という意を込めて「冊命型儀礼」と称する事にする。後述する晋献侯に対する儀礼も同様である。
- なお、応侯鐘銘は陝西省西安市藍田県出土であるが、河南省平頂山市応国墓からもほぼ同銘の銘器が出土している〔応侯見工鐘一・二銘〔『近二』（中期 [9—10]）〕〕。
- 52) 土山盤銘に見える服事徴収に関しては、晁福林 2004 参照。苒侯の出自については不詳である。
- 53) 「貢納システム」の概要及びその導入に対する外諸侯や諸夷の反発に関しては拙稿 2012 参照。「中期改革」の性質が時期によって変質する点については、次稿にて検討する。
- 54) 「下都」に同定する見解及び地望については、朱鳳瀚 2002 参照。なお、朱氏は苒の地を陝西省商洛地区に比定されている。
- 55) 関連器銘には、後掲諸器銘の他に宗周鐘銘（後期 [260]、III）及び叔專父盥銘（後期 [4454—4457]、III A）がある。厲王元年の叔專父盥銘には「佳王元年、王在成周」とあり、宗周鐘銘に「王肇適省文、武勤疆土」とある事跡に該当すると思われる。宗周鐘銘には、銘末に「胡其万年、吮保四国」とあり、厲王胡の自作器である事が判る。
- 56) 前注 15) 参照。
- 57) 桐遙の征伐について、拙稿 2012 では厲王 33 年に繫年していたのであるが、本文に見るように厲王元年

- に訂正する事にしたい。また、後述する鄂侯反乱について拙稿 2012 では厲王 34～37 年の間に繋げていたのであるが、「厲王の陝東地域への適省」を確言できる現行の紀事金文が元年銘と 33 年銘（本文後掲の晋侯蘇鐘銘）のみしか無いという史料状況を考慮し、本稿では仮に厲王 33 年に繋年しておく事にする。
- 58) 奠地への新分族分出については、松井嘉徳 2002 第Ⅲ部第二章参照。なお、その事例のほとんどは、西周後期から春秋前期の時期に断代されている〔『集成』では「後期」又は「春秋前期」。『研究』では「Ⅲ」、「ⅢA」、「ⅢB」、「春秋Ⅰ」〕。
- 59) 松井 2002：239～241 頁参照。
- 60) 厲王代に繋げる断代については、徐中舒 1959 の所説に従う。本稿では、厲王 33 年に繋年する（前注 57）参照）。
- 61) 「西六白」が「殷八白」と同様に成周に所在していたと見られる点については、拙稿 2012 参照。関連器銘である敵簋銘（後期 [4323]）に拠ると、反乱軍は洛水、伊水流域にまで侵攻していたようである。敵簋銘を関連器銘と見る見解は、『通釈』3 上：473 頁参照。但し、白川氏は鄂侯反乱を夷王晩期に繋げられている。
- 62) 「西六白」、「殷八白」のこの時期の整備については、拙稿 2012 参照。
- 63) 但し、その後厲王は申伯を河南省南陽市附近に移封し、申女の入嫁を受け入れていたようであり（吉本道雅 2005：82 頁参照）、政策の基本方針を改めようとはしなかったようである。また『詩』大雅・崧高には「王命申伯、式是南邦」との語も見え、申伯に対し封域周辺（「南邦」）に対する一定の政治的影響力を付与していた点が窺える。
- 64) 晋侯蘇鐘銘については、吉本道雅 2004 の指摘に従い、冒頭の「隹王卅又三年」から「王入格成周」までを厲王代の器銘からの転写と考える（以下の器銘は宣王代の事跡）。「夙夷」は「宿夷」に同定され（李凱 2009）、宿国の地望は山東省泰安市東平県に比定される（陳槃 1969、宿国条参照）。宣王 32 年の魯国征伐（『国語』周語上）の機会に（おそらく翌 33 年に）討伐対象とされたものであろう。
- 65) 宣王の太子（のちの幽王）に申女が嫁し、宣白（のちの平王）が出生している。また、申伯はこの頃から隣接する呂国の呂伯と共に称「王」していたようであり（拙稿 2008 参照）、「南国」エリアにおいて鄂国に代わる強国に成長しつつあった状況が認められる。なお、『竹書紀年』〔『左伝正義』昭公 26 年条、『通鑑外紀』卷三所引〕には「申侯」と見え、申伯の場合も鄧、息等と同様に後に「侯」に任ぜられていたものであろう。
- 66) 萊国に関しては、『左伝』宣公 7 年条等に見え、山東省煙台市内の県級市：竜口市の東南に比定される（陳槃 1969、萊国条参照）。異国については、甲元眞之 2006：第 4 章参照。萊、異共に殷代以来の古国であるとされるが、並挙される燹（𤇀）、厓（厓）も同様の在地理型陝東系外諸侯であったものと推定されよう。師寰簋銘の作器者である師寰は、宣王 28 年に繋けられる寰盤銘（後期 [10172]）〔寰鼎（後期 [2819]）も同銘〕の作器者である寰と同一人であるとされる（『通釈』3 下：612 頁）。
- 67) 呉の系譜改編については、吉本道雅 2005 第 2 部：下篇：第 1 章参照。また、燕の系譜改編については、落合淳思 2012 第 1 部：第 5 章：第 1 節参照。
- 68) 落合 2012：115～116 頁参照。
- 69) 殷代の単氏については、金岳 1986 参照。
- 70) 夷王 3 年の裘衛盃銘（中期 [9456]、Ⅲ）では単伯が執政団構成員に就任しており、揚簋銘（後期 [4294—4295]）では嗣徒：単伯が右者に就任している。
- 71) 速盤銘と同じ窖穴から単叔鬲〔『収』（後期 [763—771]）〕等の単叔関連銘器が出土しており、呉速も単叔家に属していたものと見られる（松井嘉徳 2005 も、同様の見解を示されている）。
- 72) 兄弟関係を父子関係に置き換える事例は、呉系譜においても認められる（吉本 2005：297 頁参照）。
- 73) 吉本道雅 1989 は、『国語』の大部分の成書年代を（前 275～前 250 頃）に繋年されている。
- 74) 李学勤 1978 は、複数の国名を持つ諸侯国の例（呂 [=甫]、州 [=淳于]）を挙例されて、曾国が随国とも称され得た可能性について指摘された。また石泉 1979 も同様の見解を展開されている。無論、このような観点に対しては両国を混同すべきではないとする立場からの反論もあり、楊寛・銭林書 1980 は両国併存説をとられている。随国姫姓説及び随国の地望に関しては、陳槃 1969：随国条参照。
- 75) 随国と楚国の交戦記事は、『左伝』桓公 6 年条、桓公 8 年条、莊公 4 年条、僖公 20 年条に見える。



- 76) 曾国関連器銘の出土地域分布については、張昌平 2008 参照。
- 77) 文献上の姁姓繪(鄘)国については、張昌平 1994 や曾昭岷・李瑾 1980 参照。地望は、山東省臨沂市蒼山県附近や河南省南陽市方城県附近〈繪関の地〉に比定される。
- 78) 丁山 1956 等は、甲骨史料に依拠して曾国を殷代の方国と見ておられる。葉家山曾国遺跡から出土した器銘の「曾」字が甲骨文と同様の字体(「𠄎」)であった事は、西周代の曾国が殷代以来の古国である事を証する新たな根拠となった。既出金文では、本文前掲の中甗銘や静方鼎銘の字体が「𠄎」であり、小臣鼎銘(中期 [2678]) 頃から「曾」字に移行する。
- 79) 顧鉄符 1981 参照。顧氏は、南陽盆地から進出した曾が楚の支持の下で随の政権を篡奪したとする。
- 80) 于豪亮 1979, 張昌平 1994 参照。
- 81) 徐揚杰 1979 参照。
- 82) 李学勤 1980 も、「穆侯」を「曾の先君」と解され、曾侯が周王室と血縁関係であったと考えられている。
- 83) 曾侯簠銘に「叔姬靈作黄邦。曾侯作叔姬, 邛半罍器鬯彝。・・」とある。叔姬靈の入嫁先となっている黄国の関連銘器は主に河南省信陽市光山県で出土しており、嬴姓(陳槃 1969, 黄国条参照)の在来型陝東系外諸侯であったものと見られる。
- 84) 鄂国滅亡後に曾国がその地位に取って替わったとする見解については、張昌平 2011a 参照。張氏は、西周代における曾国の中心地域を湖北省襄陽市内の県級市: 棗陽市呉店鎮一帯に比定されている。西周前期の葉家山曾国墓地は羊子山鄂国墓地の東方に位置しており、鄂国滅亡後の西進を想定すべきであろう。
- 85) 曾国の衰滅過程については、張昌平 2008 参照。
- 86) 曹錦炎 2011 参照。また、張昌平 2011b も自説[【一国二名説】]を再考する必要性について言及されている。これに対し、高成林 2012 は「“随”は他称であって自称ではない」という観点から改めて一国二名説を主張されている。
- 87) なお、息国も『左伝』隠公 11 年条では姁姓出自と解釈されており、後に姁「冒姓」していた可能性が指摘できる。また、胡国に関しても姁姓説が存在し(陳槃 1969, 胡国条参照)、同様の点が疑われる。金文上では、胡叔簠銘(後期 [4552])で虞姫の器を作器している胡叔が胡叔胡姫簠銘(後期 [4062—4067])では胡姫と共同で伯媿の媿器を作器しており、媿姓であったものと見られる。
- 88) 落合 2012: 117 頁参照。
- 89) 顧炎武は「5 代は(斉国で死去したのではなく)周で死去したので、周で葬った」と解釈している[孫希旦『礼記集解』(中華書局, 1989) 上: 184 ~ 185 頁参照]。
- 90) 李学勤 2003 参照。
- 91) 『元和姓纂』下平声・陽条では「一云、周宣王曾孫封楊、為晋所滅」というように、宣王の曾孫としている。
- 92) 山西 1955 参照。
- 93) 山西 1987, 臨汾 1994 参照。
- 94) 飯島武次 1998 (132 頁)の解釈に従い、M63 を M93 に対応する夫人墓と考える。北京 1995b によると、M93 は晋文侯墓に比定される。
- 95) 張天恩 2010 参照。
- 96) 田率 2010 参照。
- 97) 李建平・王金平 2012 参照。但し『漢書』揚雄伝では「其先出自有周伯僑者、・・不知伯僑周何別也」とされている。
- 98) 落合 2012 によると、前 664 年における斉国との接触が系譜改編の契機とされているのであるが、「山戎に対して周王朝系である事を主張して、自らの正統性を強調しようとした」という側面も看過できないであろう。
- 99) なお、前掲史密簠銘に南淮夷の一つとして挙げられている「杞夷」は後の杞国であると推定されるが、『史記集解』陳杞世家所引徐広説に「成公 18 年」(=前 637 年)とある年次をもとに陳杞世家所掲の徳公(成公の父[『史記集解』所引『世本』及び『史記索隱』所引譙周説では「恵公」につくる])以前の歴代国君在位年数を合算すると、5 代武公元年が前 750 年となり、武公末年が前 704 年となる。4 代謀娶公までは周的諡号ではなく又在位年数も保存されていない点から見ると、おそらく杞国は東遷期にあたる前

750年頃に自立し、前704年頃に初めて周的諡号を採用したものであろう。そうすると、杞国の「周化」は西周滅亡後、春秋初期に至って漸くなされたものと見られる。なお、杞国の開祖を夏王朝とする伝承が春秋期以降に形成された点については、吉本道雅2000(注26)参照。

《引用文献：西周代陝東系外諸侯歸順考》

【青銅器銘・青銅彝器著録】〈及び略称〉

- ◇林巳奈夫「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」(東洋学報〈京都〉35、1983)、『殷周時代青銅器の研究—殷周時代青銅器総覧1—』(吉川弘文館、1984)《略称：『研究』》
- ◇白川静『白川静著作集 別巻 金文通釈』(平凡社、2004～2005)〈原著：『金文通釈』(白鶴美術館誌1～56輯、1962～1984)〉《略称：『通釈』》
- ◇中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』(中華書局、1984～1994)《略称：『集成』》
- ◇劉雨、盧岩編『近出殷周金文集録』(中華書局、2002)《略称：『近』》
- ◇鐘柏生、陳昭容、黃銘崇、袁国華編『新収殷周青銅器銘文暨器影彙編』(芸文印書館、2006)《略称：『収』》
- ◇劉雨、嚴志斌編『近出殷周金文集録二編』(中華書局、2010)《略称：『近二』》

[論考：中文]

- 尹盛平主編『西周微氏家族青銅器群研究』(文物出版社、1992)
- 于豪亮「為什麼隨國出土曾侯墓」〔『古文字研究』第一輯(中華書局、1979)〕
- 河南省信陽地区文管會、河南省羅山縣文化館「羅山天湖商周墓地」(考古学報1986—2)
- 吉琨璋・宋建忠・田建文「山西橫水西周墓地研究三題」(文物2006—8)
- 金岳「燕山方國考(上)」(遼海文物學刊、1986—2)
- 高成林「隨仲嬭加鼎淺議」(江漢考古2012—1)
- 黃錦前「霸伯孟銘文考釋」(中國國家博物館館刊2012—5)
- 黃鳳春・陳樹祥・凡國棟「湖北隨州葉家山新出西周曾國銅器及相關問題」(文物2011—11)
- 黃陂縣文化館・孝感地區博物館・湖北省博物館「湖北黃陂魯台山兩周遺址與墓葬」(江漢考古1982—2)
- 顧鈇符「隨國・曾侯的秘奧」〔湖北省社會科學院歷史研究所編『楚文化新探』(湖北人民出版社、1981)所収]
- 國家文物局主編『2006中國重要考古發現』(文物出版社、2007)
- 湖北省文物考古研究所・隨州市博物館「湖北隨州葉家山西周墓地發掘簡報」(文物2011—11)[湖北2011a]
- 「湖北隨州葉家山西周墓地筆談」(文物2011—11)[湖北2011b]
- 山西省文物管理委員會「山西洪趙縣坊堆村古遺址墓群清理簡報」(文物參考資料1955—4)
- 山西省文物工作委員會・洪洞縣文化館「山西洪洞永凝堡西周墓葬」(文物1987—2)
- 山西省考古研究所・運城市文物工作站・絳縣文化局「山西絳縣橫水西周墓發掘簡報」(文物2006—8)
- 山西省考古研究所大河口墓地聯合考古隊「山西翼城縣大河口西周墓地」(考古2011—7)
- 山東省文物考古研究所「山東高青縣陳莊西周遺存發掘簡報」(考古2011—2)[山東2011a]
- 「山東高青縣陳莊西周遺址筆談」(考古2011—2)[山東2011b]
- 朱繼平「考古所見楚對鄂東銅鈹的爭奪與控制」(中國歷史文物2010—6)
- 朱鳳瀚「土山盤銘文初釋」(中國歷史文物2002—1)
- 同上「由伯戔父簋銘再論周厲王征淮夷」(古文字研究27、2008)
- 徐錫台『周原甲骨文綜述』(三秦出版社、1987)
- 徐中舒「禹鼎的年代及其相關問題」(考古学報1959—3)
- 徐揚杰「關於曾侯問題的一些看法」(江漢論壇1979—3)
- 隨州市博物館『隨州出土文物精粹』(文物出版社、2009)
- 石泉「古代曾國—隨國地望初探」(武漢大學學報〈社科版〉、1979—1)[石泉『古代荊楚地理新探』(武漢大學出版社、2004)に再録]
- 同上「古鄧國・鄧國考」(江漢論壇1980—3)
- 曹錦炎「“曾”、“隨”二國的證據—論新發現的隨仲嬭加鼎」(江漢考古2011—4)

- 曾昭岷・李瑾「曾国和曾国銅器綜考」(江漢考古 1980—1)
- 丁山『甲骨文所見氏族及其制度』(科学出版社、1956)
- 張昌平「曾国為繪—随說」(江漢考古 1994—4)  
同上「曾国銅器的發現与曾国地域」(文物 2008—2)  
同上「論随州羊子山新出噩国青銅器」(文物 2011—11) [張昌平 2011a]  
同上「随仲嬭加鼎的時代特征其他」(江漢考古 2011—4) [張昌平 2011b]
- 張天恩「晋南已發現的西周国族初析」(考古与文物 2010—1)
- 晁福林「從士山盤看周代“服”制」(中国歷史文物 2004—6)
- 陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅表譌異』(中央研究院歷史語言研究所專刊、1969)《三訂本(1988)》
- 陳平「克壘, 克盃銘文及其有関問題」(考古 1991—9)
- 陳夢家「西周銅器断代」5 (考古学報 1956—3)
- 田率「四十二年迷鼎与周伐玁狁問題」(中原文物 2010—1)
- 北京市文物研究所『琉璃河西周燕国墓地』(文物出版社、1995) [北京 1995a]
- 北京大学考古学系・山西省考古研究所「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第五次發掘」(文物 1995—7) [北京 1995b]
- 万全文「商周王朝南進掠銅論」(江漢考古 1992—3)
- 楊寬・錢林書「曾国之謎試探」(復旦学報〈社科版〉1980—3)
- 李凱「晋侯蘇編鐘所見的西周巡狩行為」(文物春秋 2009—5)
- 李学勤「曾国之謎」(光明日報 1978—10—4) [李学勤『新出青銅器研究』(文物出版社、1990)に再録]  
同上「論漢淮間的春秋銅器」(文物 1980—1)  
同上「眉县楊家村新出青銅器研究」(文物 2003—6)  
同上「絳县橫北村大墓与鄆国」(中国文物報 2005—12—30)  
同上「論周初的鄂国」(中国文史論叢 2008—4)  
同上「高青陳莊引簋及其歷史背景」(文史哲 2011—3) [李学勤 2011a]  
同上「翼城大河口尚孟銘文試釈」(文物 2011—9) [李学勤 2011b]  
同上「斗子鼎与成王岐陽之盟」(中国国家博物館館刊 2012—1)
- 李建生・王金平「周伐玁狁与“長父侯于楊”相関問題」(中原文物 2012—1)
- 臨汾地区文化局「洪洞永凝堡西周墓葬發掘報告」〔『三晋考古』第1輯(山西人民出版社、1994)〕

[論考 日文]

- 飯島武次『中国周文化考古学研究』(同成社、1998)
- 落合淳思『殷代史研究』(朋友書店、2012)
- 角道亮介「西周時代晋国墓地的研究」(中国考古学 7、2007)
- 甲元眞之『東北アジアの青銅器文化と社会』(同成社、2006)
- 白川静「召方考」〔『白川静著作集』別卷：甲骨金文学論叢《上》(平凡社、2008)所収〈原載：『甲骨金文学論叢』2集(立命館大学文学部中国文学研究室、1955)所収〕
- 谷秀樹「西周代天子考」(立命館文学 608、2008)  
同上「西周代陝東出自者「周化」考」(立命館文学 617、2010)  
同上「西周代陝東戰略考」(立命館文学 626、2012)
- 松井嘉徳『周代国制の研究』(汲古書院、2002)  
同上「記憶される西周史—速盤銘の解読—」(東洋史研究 64—3、2005)
- 宮本一夫『中国古代北疆史の考古学的研究』(中国書店、2000)
- 吉本道雅「国語小考」(東洋史研究 48—3、1989)  
同上「先秦王侯系譜考」(立命館文学 565、2000)  
同上「西周紀年考」(立命館文学 586、2004)  
同上『中国先秦史の研究』(京都大学出版会、2005)

(本学非常勤講師)

